「設計施工契約書（Ａ）方式②　添付用」

添付確認書

発注者と受注者は、本契約に関し、下記のとおり確認する。

記

1．建設発生土の搬出先等

（1）建設発生土の発生予定の有無　（ 有・無）

（2）上記（1）で、有りの場合

発注者による搬出先指定の有無　（有・無）

①　発注者による建設発生土の搬出先の指定があるときは、仕様書に定めるとおりとする。

②　発注者による建設発生土の搬出先の指定がないときは、受注者が適切な搬出先を選定し、発注者に速やかにその名称及び所在地を報告する。また、搬出先を変更したときも同様とする。

（3）発注者は受注者に対し、建設発生土の処理の状況について報告を求めることができる。

（4）上記（2）（3）の定めにかかわらず、この工事が「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事※である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。（建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第7条第1項及び第5項）

　　　※　建設発生土については、体積500立方メートル以上を搬出する場合に該当

2．設計施工契約約款の変更

（1）第15条の2として、次の条項を追加する。

『第15条の2〔意匠権の登録等〕

（１）発注者及び受注者は、本件建築物又は、成果物によって表現される建築物（それぞれの部分を含む。（以下「本件建築物等」という。））について、新たに意匠登録を受けようとする場合、相手方に対し、書面をもって通知し、あらかじめ承諾を得なければならない。

（２）発注者及び受注者は、本件建築物等について、自らが意匠登録している場合、又は第三者が意匠登録していることを知っている場合、相手方に対し、その旨を書面をもって通知しなければならない。』

（2）第16条の2として、次の条項を追加する。

『第16条の2〔意匠権の利用等〕

発注者及び受注者は、設計業務において、自ら又は第三者の登録意匠（意匠法第2条第3項）を利用する場合、意匠権の取扱いについて協議しなければならない。』

（3）第18条を次のとおり変更する。

『第18条　著作権・意匠権の譲渡禁止

（１）受注者は、著作成果物及び本件著作建築物にかかる著作権を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（２）発注者及び受注者は、本件建築物等に係る発注者又は受注者が有する意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ本契約の相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。』

（4）第 57 条の３第11号を次のとおり変更する。

『⑪受注者が以下の一にあたるとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員若しくは同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。

ハ役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。』

（5）第58条の３第６号を次のとおり変更する。

『⑥発注者が以下の一にあたるとき。

イ 役員等（発注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、発注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員等であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。』

以上